



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	手続き的意味による談話標識「なんか」と「怎么说」の分析〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	楊, 雯淇
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(学術)
Dissertation Number	甲第13630号
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/74398
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Yang_Wenqi_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（学術）

氏名：楊 雯淇

審査委員	主査	准教授	飯田	真紀
	副査	教授	大野	公裕
	副査	准教授	平田	未季
	副査	名誉教授	上田	雅信

学位論文題名

手続き的意味による談話標識「なんか」と「怎么说」の分析

本研究は、関連性理論の枠組みで提案された「手続き的意味」の概念を用いて、日本語の談話標識「なんか」を分析し、その分析を「なんか」にほぼ対応している中国語の談話標識「怎么说」の分析に応用することを目的としている。

これまで「なんか」の研究は主として談話分析や会話分析の理論的な枠組みで、主に話し手の観点から行われて、談話における用法や機能の分析を中心として行われてきた。これに対して、本研究では、関連性理論の枠組みで、聞き手の観点から、「なんか」の意味を手続き的意味の概念を用いて分析を行った。

手続き的意味は、当初、談話標識が持つ、推論を「制約」する意味として、Blakemore (1987)によって提案された。その後、Wharton (2003, 2009)によって、「活性化」に基づく手続き的意味の概念が提案されて、分析対象が談話標識から間投詞などに拡大された。本研究では、まず、手続き的意味の研究の発展の歴史を、Carston (2016)に基づいて説明することによって、本研究の理論的位置づけを明確にした。その上で、「活性化」に基づく手続き的意味を用いた談話標識の分析の事例はまだ多くないこと、「制約」に基づく手続き的意味と「活性化」に基づく手続き的意味の経験的違いについても十分に明らかにされていないことを指摘した。

このような理論的背景を踏まえて、本研究では、まず、「なんか」を「制約」に基づく手続き的意味を用いて分析し、この分析では、従来の研究で記述されてきた「なんか」の談話における様々な用法や機能は、「なんか」の手続き的意味を基礎として、そこから推論によって派生的に得られることを示した。しかし、同時に、制約に基づく分析では、後続命題の省略と不明瞭性、共起する談話標識との非合成性、共起する談話標識との順序に制限がある事例があること、共起する談話標識と

の順序に制限がない事例があること、韻律との複合という、「なんか」が持つ5つの特徴が説明できない問題として残ることを指摘した。その後で、Wharton (2003, 2009), Wilson (2011, 2016), Sperber et al. (2010) などの研究で発展させられつつある最近の手続き的意味の研究の理論的枠組みを仮定して、「なんか」は「認知的警戒モジュール」を「活性化」する手続き的意味を持つという分析を提案し、この分析では、上記の5つの問題が統一的に説明できることを示した。さらに、この分析を「なんか」にほぼ対応している中国語の談話標識「怎么说」に応用した。

口頭試問は2019年1月11日16時30分から約1時間20分にわたって行われた。まず、博士論文提出者が約30分間論文の内容についての発表を行った。次に、審査委員及び参加者との間で50分間の質疑応答が行われた。その後、審査委員のみで研究成果の意義、方法論などの観点から本論文の審査を行った。

審査の結果、審査委員は、次の点で本論文を高く評価し、その意義を認めるものである。本論文は、認知語用論の理論である関連性理論の中心的な概念の1つである「手続き的意味」の発展と最新の研究成果を正確に踏まえた上で、その理論的発展の中に位置づけて、これまで関連性理論の枠組みでは分析されていなかった日本語の談話標識「なんか」を分析し、さらに、その分析を中国語の談話標識「怎么说」にも応用した点、及び、日本語と中国語を対象とした、手続き的意味の研究の理論的発展に貢献しうる優れた研究事例となっている点が高く評価された。

一方、問題点としては、次の2点が指摘された。まず、第一に、4章「制約」に基づく手続き的意味を用いた「なんか」の分析と5章の「活性化」に基づく手続き的意味を用いた分析との論理的な関係をもう少し明確に説明する必要があるということである。第二に、使われているデータの説明や提示の仕方をさらに明確にするのと同時に、データの収集の方法についても今後考察を深める必要があるということである。

これらの問題は残されているものの、上記のような観点から本論文は高い学術的意義を持つ。よって、審査委員会では本論文を、博士（学術）の学位を授与される資格があるものと判断した。